

# 議第145号 呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

本市では、呉市重要文化財「旧金子家住宅」を公開活用するため、平成26年度から国の補助事業を活用して保存修理を行い、平成31年4月から当該施設を一般公開等の用に供するため、呉市御手洗地区文化施設として設置するものです。

## 2 改正の内容

### (1) 旧金子家住宅に係る入館料の新設等

平成30年度に保存修理工事を完了させた後、一般公開の用に供するため、入館料の額を定めるとともに、当該建物内の茶室を一般に使用させるため、使用の許可等の規定を整備し、それに伴う当該使用料の額を定めます。

### (2) 江戸みなとまち展示館に係る入館料の無料化

現在は200円の入館料で江戸みなとまち展示館（以下「展示館」といいます。）と隣接する乙女座の両施設が観覧できますが、平成30年5月に文化庁から日本遺産の追加認定を受けた「北前船寄港地・船主集落」の関連資料を展示してある展示館の観覧を促進するため、展示館については、入館料を無料とします。

## 3 入館料等の設定

県内他都市や本市が管理する類似施設とのバランスを考慮した額とします。

## 4 施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

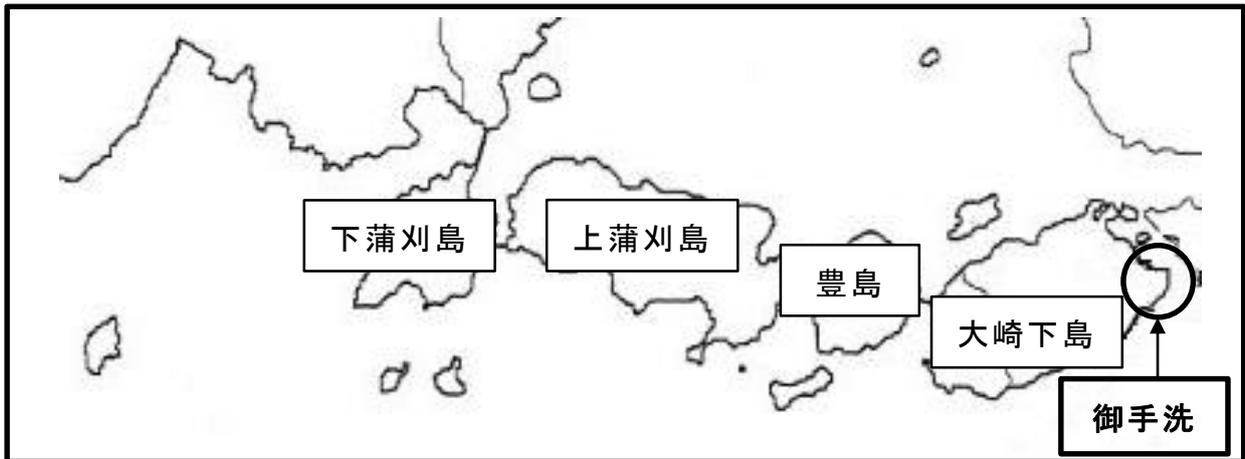
## 5 施設概要等

- (1) 名 称 旧金子家住宅
- (2) 位 置 呉市豊町御手洗字常盤町166番地15
- (3) 敷地面積 234.51平方メートル
- (4) 延べ床面積 69.42平方メートル
- (5) 構造・規模 木造，平屋建て
- (6) 主要施設 茶室，座敷
- (7) 呉市重要文化財の指定

旧金子家住宅は、御手洗の庄屋役であった金子家が、様々な要人を接待するため、江戸時代に建設した数寄屋造りの茶室等と長屋門から成る複合建築物です。幕末期には、ここで長州藩と広島藩との軍事協定（御手洗条約）が締結されたと文献に記されるなど、御手洗と広島藩との結び付きを知る上でも歴史的価値の高い建造物であることから、平成23年4月28日に呉市重要文化財に指定しました。

(8) 位置図

ア 豊町御手洗の位置



イ 旧金子家住宅の位置（呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区）



(9) 旧金子家住宅の平面図

